

**千葉県サプライチェーン再構築に向けた海外展示会出展支援事業補助金  
審査基準**

(目的)

本基準は、千葉県サプライチェーン再構築に向けた海外展示会出展支援事業補助金の補助対象事業者選考に係る審査基準を定めることを目的とする。

(審査項目)

審査項目		審査基準	配点	
(1)	事業実施の 妥当性	①展示会等の内容が製品・サービス等の内容に合致したものか。	5点	15点
		②展示会出展等による目指す成果が妥当であり、その実現が期待できるか。	10点	
(2)	市場性・ 成長性	①展示会に出展等を行う製品・サービス等の内容に優位性があるか。	10点	20点
		②展示会に出展等を行う製品・サービス等に市場のニーズが見込まれ、今後の事業活動による販路拡大（企業の成長）が期待できるか。	10点	
(3)	実施体制 及び 実施能力	①展示会出展等を行う実施体制が整っているか。適切な人材を有する等、販路拡大が可能な組織体制であるか。	5点	15点
		②申請者の経営内容が堅実であるか。	5点	
		③財務内容が安定しており、助成事業に要する自己資金等の調達能力が十分であるか。	5点	
合計			50点	

(評価基準)

各審査委員は、「審査項目」に照らし、(1)～(3)の各事項について、申請書の内容を次の点数により評価する。なお、各項目につき「劣っている」とされた場合、当該申請者は欠格とする。

	5点満点	10点満点
優れている	5点	10点
やや優れている	4点	8点
標準的なもの	3点	6点
やや劣っている	2点	4点
劣っている	1点	2点

(採択基準)

(1) 採択基準

「評価基準」により、評価点数の合計が高いものから優先して採択する。

(2) 優先基準

「評価基準」による評価の点数の合計が同点であった場合には、次の①～③の順位の高いものから優先して採択する。

- ① 事業実施の妥当性
- ② 市場性・成長性
- ③ 実施体制及び実施能力